

四日市市告示第171号

四日市市重度障害者手当支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度障害者手当支給要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度障害者手当支給要綱（令和2年四日市市告示第427号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

四日市市重度障害者手当に関する請求書（届）

受付印

年 月 日

請求<届出>者 住所 四日市市

氏名

(署名又は記名押印)

(続柄 )

四日市市長

電話

( )

請求・届の種類		認定請求書 ・ 未支給請求書 ・ 世帯変更届 ・ 金融機関変更届 ・ 消滅届						
障害者（受給者）	(ふりがな) 氏名	□請求<届出>者と同じ			生年月日	・ ・ (満 歳)		
	住所	電話 ( )					□請求<届出>者と同じ	
	障害程度	身体障害者手帳	種 級	手帳番号	第 号	手帳交付年月日	・ ・	
		療育手帳	判定 A	手帳番号	第 号	手帳交付年月日	・ ・	
		判定書	知能指数	判定書番号		判定年月日	・ ・	
		精神障害者保健福祉手帳	1 級	手帳番号	第 号	有効期間		
	□ 生活保護		・ 受給している ・ 受給していない					
	□ 特別障害者手当 福祉手当（経過措置）		・ 受給している（手当名 ） ・ 受給していない					
	□ 施設入所		・ 入所している（施設名 ） ・ していない					
	□ 病院等への入院（介護老人保健施設を含む）		・ 入院している（ 年 月 日から ） ・ していない（病院・施設名 ）					
備考	年 月 日 死亡・転出・生活保護受給・特別障害者手当等受給・施設入所・病院等への入院 障害程度変更 ( )							
支払金融機関	金融機関名		種別	店番号・口座番号		口座名義人(※)		
	銀行	支店	普通					
	金庫	支所						
農協	出張所	※ 口座名義人は受給者本人に限る。(ただし、未支給手当請求の場合は届出人。)						
先順位者 (未支給手当の請求の場合は記入)	配偶者	子	父母	孫	祖父母又は兄弟姉妹			
	いる いない	いる いない	いる いない	いる いない	いる いない			

第1号様式（第5条、第10条、第11条関係）

加入医療 保険の 被保険者 (世帯主) (組合員)	ふりがな		住所	<input type="checkbox"/> 請求<届出>者と同じ  電話 ( )		
	氏名					
	生年月日	年 月 日				
配偶者	ふりがな		住所	<input type="checkbox"/> 請求<届出>者と同じ  電話 ( )		
	氏名	(いない場合： 1 未婚 2 死別 3 離別)				
	生年月日	年 月 日				
扶 養 義務者  (配偶者 以外の同居 の親族)	ふりがな		続柄	ふりがな		続柄
	氏名			氏名		
	ふりがな		続柄	ふりがな		続柄
	氏名			氏名		
	ふりがな		続柄	ふりがな		続柄
	氏名			氏名		

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

様

四日市市長

四日市市重度障害者手当 認定請求却下 通知書

四日市市重度障害者手当について、下記のとおり認定請求を却下しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
認 定 請 求 却 下	申 請 年 月 日	
	理 由	

第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

四日市市重度障害者手当 支給停止 通知書

四日市市重度障害者手当について、下記のとおり支給停止しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
支 給 停 止	支 給 停 止 期 間	
	理 由	

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

四日市市重度障害者手当 資格喪失 通知書

四日市市重度障害者手当について、下記のとおり資格喪失しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
資格喪失	喪失年月日	
	理 由	



附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市身体障害者緊急通報システム事業運営要綱（平成28年四日市市告示第124号）	第1号様式	署名をした場合に限る。
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市身体障害者緊急通報システム事業運営要	第1号様式	署名をした場合に限る。

綱（平成28年四日市市告示第124号）		
<u>四日市市重度障害者手当支給要綱（令和2年四日市市告示第427号）</u>	第1号様式	<u>署名をした場合に限る。</u>
(略)		

(健康福祉部障害福祉課)